

# 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針

平成20年2月21日付け農林水産省告示第254号  
最終改正 平成29年10月30日付け農林水産省告示第1643号  
(平成29年10月30日施行)

## 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

### 1 基本的な考え方

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

このため、平成十九年十二月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。

その後、鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）を行う担い手の減少、高齢化の進展等の現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資すること等を目的として、平成二十四年三月及び平成二十六年十一月に鳥獣被害防止特措法の改正法が成立した。さらに、平成二十八年十二月には、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限の延長のほか、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等の促進を図ること等を目的とした改正も行われたところである。

また、環境省及び農林水産省は、平成二十五年十二月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を平成三十五年度までに半減することとした。また、同じく両者は、平成二十六年四月に策定した「被害対策強化の考え方」において、平成三十五年度までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。

加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

が改正され、平成二十七年五月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほか、都道府県及び国が実施する鳥獣の管理のための計画を位置付けるなど、施策体系が整理されており、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止施策との一層の連携が求められている。

## (1) 被害の状況

### ① 農作物等被害

各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は二百億円前後で推移し、平成二十七年度の被害総額は約百七十六億円となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルによる被害金額が、獣類被害額全体の約九割を占めている。また、近年、ハクビシン及びアライグマによる被害が増加しており、平成二十七年度の被害金額は、それぞれ約四億円、約三億円となっている。

加えて、農作物被害のほかにも、畦畔の掘り起こしや当該掘り起こしに伴う農業用水路の閉塞等、農地や農業用施設への被害も発生している。

### ② 森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約七千七百六十二ヘクタール（平成二十七年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による植栽木の食害、ノネズミによる植栽木の樹皮及び根の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ」と総称する。）等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は五千～九千ヘクタール程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、ノネズミ、クマ、カモシカの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約八割を占めている。

### ③ 水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、北海道における平成二十七年度の被害金額は約十九億円となっている。また、近年、全国的にカワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種等の食害、これに伴う遊業者の減少による地域経済への悪影響といった被害の拡大が見られる。

### ④ 住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は、平成二十八年度に年間百五人となっており、うち四人が死亡している。また、ニホンジカ等と列車、自動車等との衝突に起因した交通事故による被害のほか、住宅地においてもイノシシ、サル等による人身被害が発生している。

## (2) 被害防止対策の基本的な考え方

### ① 基本的な考え方

都道府県の区域内においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第四項に定める希少鳥獣を除く。）がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、鳥獣の管理を図るため特に必要と認めるときは、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けて個体群管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な対策を行うこととされている。加えて、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている希少鳥獣がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、安定的な維持を図りつつ計画的な管理を図る必要があると認めるときは、環境大臣が特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に定める特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、管理対策を行うこととなっている。

また、トドについては、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく管理対策が行われてきている。平成二十六年八月には、「トド管理基本方針」を策定し、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化するとの考え方にに基づき、平成三十六年度に日本海における来遊群の個体数が平成二十二年の水準の六十パーセントとなるまで減少させることを管理の目標として、採捕数の上限を約二百頭から約五百頭に見直している。さらに、森林においては、平成二十八年五月にその改正法が成立した森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）により、市町村森林整備計画等において、鳥獣害防止森林区域を設定し、対策を行うべき区域を明確にした上で、当該区域内において森林経営計画の期間内に植栽による造林が予定されているときは、森林経営計画に鳥獣害の防止の方法を記載するとともに、当該記載事項の履行を求める仕組みを設け、計画的な森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組を推進しているほか、ノネズミについては、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）に基づく駆除等が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、被害の状況を適確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、関係機関等と連携し、被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第四条第一項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進するとともに、協議会（鳥獣被害防止特措法第四条の二第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の組織化並びに鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第九条第一項の鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置及びその機能の強化を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲等、侵入防止柵の設置、捕獲等をした対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第四条第二項第二号に規定する対象鳥獣を

いう。以下同じ。)の食品としての利用等その他の鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、対象鳥獣の捕獲等、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

なお、都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮する。

#### ② 市町村の役割

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を適確に把握することができることから、地域の農林漁業者、関係機関等と連携を図りつつ、被害防止計画の作成、協議会の組織化、鳥獣被害対策実施隊の設置その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

#### ③ 都道府県の役割

都道府県は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）の作成その他の鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の保護及び管理の施策を実施するとともに、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止対策の実施の状況等を把握することができることから、第二種特定鳥獣管理計画の作成、変更及び実施、被害防止技術の開発、実証及び普及、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成、広域での被害防止対策の実施に向けた関係機関等との調整及び協力体制の構築その他の当該都道府県における被害防止対策の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### ④ 国、都道府県及び市町村の関係

市町村における被害防止計画の作成及び実施に当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、当該情報の提供、当該技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、農林水産大臣又は都道府県知事は、被害防止対策が適切に行われていないと認められる等の場合は、市町村長に対して報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。

一方、市町村において、被害防止計画に基づく被害防止対策が適切に実施されているにもかかわらず、当該市町村の存する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されておらず、又は当該市町村の存する特定の地域において特定希少鳥獣管理計画が作成されておらず、対象鳥獣の生息状況等の科学的な知見が十分でない、又は周辺市町村における対象鳥獣の捕獲等その他被害防止対策が不十分であること等により、当該市町村における被害の減少が十分に図られないことも想定される。こうした場合、市町村長は、都道府県知事又は環境大臣に対し、被害防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

るものとする。要請を受けた都道府県知事又は環境大臣は、必要な調査を実施した上で、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成、変更又はその実施、複数市町村による広域的な被害防止対策の実施に向けた連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、都道府県において、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣保護管理法第十四条の二第一項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）を実施する場合においては、市町村が定める被害防止計画に基づく取組と連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うとともに、適切な役割分担がなされるよう考慮し、実効性を高めるものとする。

## 2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明

### (1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

また、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息状況の適確な把握に加え、科学的な知見や取組事例に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数や生息密度等の目標水準を設定することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ、適正な個体数についての調査研究を推進する。

### (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害状況の適確な把握

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数と同様に、鳥獣による農林水産業等に係る被害を適確に把握することが重要である。このため、国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握に加え、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認を推進すること等により、被害状況を適確に把握する取組を推進する。

なお、被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、市町村は、可能な限りこれらについて把握するよう努めるものとする。

### (3) 調査結果の活用

国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。

#### (4) 被害原因の究明

被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要である。このため、国及び都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進する。

### 3 実施体制の整備

鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、また、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

このため、市町村において、協議会の組織化を推進するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置及びその機能の強化を推進する。

#### (1) 協議会

鳥獣被害防止特措法第四条の二において、協議会は、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むために必要な協議や連絡調整を行うため、市町村が単独で又は共同して組織することができるものとして規定されているところである。

協議会は、市町村に加え、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関その他市町村が必要と認める者をもって構成するものとする。

協議会においては、市町村による被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止対策の実施に係る連絡調整を行うものとする。

#### (2) 鳥獣被害対策実施隊

##### ① 基本的な考え方

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、協議会を組織することに加え、鳥獣被害対策実施隊員により、市町村における被害防止対策が持続的に行われることが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、当該鳥獣被害対策実施隊が中心となって当該市町村における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図るものとする。特に、三大都市圏を中心として一部の地域においては、鳥獣による被害が発生しているにもかかわらず、設置の進捗に遅れが見られることから、被害防止対策を適切に行えるよう、設置の促進により一層努める必要がある。また、被害防止対策を効果的に行うための体制の整備を図る観点から、捕獲技術等の被害防止対策に係る技能の向上及び知識の習得を推進し、鳥獣被害対策実施隊員の人材育成に努める。

国及び都道府県は、市町村において、鳥獣被害対策実施隊の設置及びその機能の強化を図られるよう、必要な支援に努めるものとする。

##### ② 取組内容

鳥獣被害対策実施隊は、対象鳥獣の捕獲等、追払い活動、侵入防止柵の設置等の被害防止計画に基づく被害防止対策に従事するものとする。また、市町村は、市町村ごとの取組内容について、当該市町村の被害防止計画を踏まえつつ、地域の実情に応じ、柔軟に定めることができるものとする。

このほか、鳥獣被害対策実施隊員は、鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要があるものに従事するものとする。

### ③ 鳥獣被害対策実施隊員の人選

鳥獣被害対策実施隊員の人選に当たっては、一部の地域において、市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで鳥獣被害対策実施隊を構成している場合があることから、市町村は、必要に応じて猟友会、農林漁業団体その他の関係機関等と事前の調整を行うなど、必要な体制整備が円滑に行われるよう配慮するものとする。特に、鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲活動が行われるよう、十分な調整を行い、必要な人員を確保するなど、体制の強化に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、市町村による鳥獣被害対策実施隊員の人選が円滑に行われるよう、市町村、猟友会等関係機関に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### ④ 鳥獣被害対策実施隊員の身分等

鳥獣被害対策実施隊員のうち鳥獣被害防止特措法第九条第三項第二号に掲げる市町村長が任命する者については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他の関係法令の規定に基づき、非常勤の公務員として、被害防止対策に係る活動に対する報酬が支給されるとともに、当該活動において発生した災害に対する補償が行われることとなる。

非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び災害補償については、地方公共団体の条例で定めるものとする。

### ⑤ 鳥獣被害対策実施隊員の指名及び任命に関する留意事項

市町村長は、被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊の隊員として指名又は任命することとする。このうち主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる隊員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）については、特段の事由により参加できない場合を除き市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる技能を有するものの中から、市町村長が指名又は任命することとし、当該市町村長は対象鳥獣捕獲員に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

なお、市町村長は、対象鳥獣捕獲員の狩猟免許が取り消された場合、正当な理由なく市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に参加しないと認められる場合等は、速やかに当該対象鳥獣捕獲員を解任するものとする。

### ⑥ 市町村の区域以外の区域に居住する者の取扱い

市町村長は、鳥獣被害対策実施隊の組織化を進める上で、当該市町村に居住する者のみでは十分な体制が確保されないと認められる場合には、猟友会等関係機関等と連携して、当該市町村の区域以外の区域に居住する者について、鳥

獣被害対策実施隊員として任命することにより、必要な体制整備に取り組むものとする。

また、国及び都道府県は、市町村、猟友会等関係機関と連携して、市町村における鳥獣被害対策実施隊の体制整備に必要な人材の融通が図られるよう、指導、助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4 鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等を踏まえて捕獲対策を強化することが必要である。

また、国及び地方公共団体は、狩猟者に対して捕獲活動への支援を講じる場合、不適切な補助金申請等を未然に防止し、適正かつ確実な捕獲等が推進されるよう、指導及び助言を行うとともに、捕獲確認方法等を統一し、捕獲確認に関する相談窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

##### (1) 鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護管理法、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣保護管理法第三条第一項の規定に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成二十六年環境省告示第百三十三号）において、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められており、また、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等を行うことができることとされているところである。これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

また、ICT（情報通信技術）等を活用したわなの利用や、大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図るものとする。

##### (2) 各地域の猟友会の連携強化

市町村や農林漁業団体の職員等を捕獲等の担い手として育成・確保する一方、猟友会については、鳥獣被害対策実施隊員の一員として、各地域における捕獲等



を担う役割が期待される。しかしながら、地域によっては、猟友会の会員が減少しているにもかかわらず、他の地域の猟友会との連携が不十分と認められる場合がある。

このため、国及び地方公共団体は、各地域の猟友会の連携を強化し、各地域の猟友会が連携した捕獲体制の構築を推進する。

### (3) 住民の生命、身体等に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

鳥獣被害防止特措法第九条第四項において、鳥獣被害対策実施隊員は、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急に行う必要のある鳥獣の捕獲等に従事するものとされていることを踏まえ、市町村は、緊急時の対応に際しては、都道府県、警察その他関係機関と密接に連携し、事態に適切に対処するものとする。

なお、クマ等が住宅街等に現れ、住民の生命、身体等に現実かつ具体的に危険が生じ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第四条第一項の規定に基づき、警察官が狩猟者に対し駆除を命ずることもある。

## 5 侵入防止柵の設置等による被害防止

### (1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。また、侵入防止柵によって鳥獣の移動経路や行動範囲を一定程度制限できることから、侵入防止柵とわなを一体的に設置する等捕獲対策との連携を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置や捕獲に資する侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

### (2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、4による捕獲等、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

国及び地方公共団体は、ニホンザル等の対策における追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年環境省告示第三十七号）において、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められていることも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。

(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

## 6 捕獲鳥獣の適正な処理

捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。

## 7 捕獲鳥獣の食品としての利用等

被害防止対策を持続的に実施するとともに、農山漁村地域の振興を図る観点から、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣を地域資源として捉え、食肉、ペットフード、皮革等への有効な利用を推進する。

(1) 野生鳥獣肉の安全性の確保

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲、運搬、処理等の各段階において衛生管理が徹底されるよう、厚生労働省が平成二十六年十一月に策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の遵守に関する指導、助言及び情報提供を行うほか、処理加工施設における遵守状況の把握、衛生的な処理技術の普及、処理加工施設に対する認証制度の導入への支援等により、野生鳥獣肉の食品等としての安全性の確保に努める。

(2) 持続的な利用等の推進

捕獲等をした鳥獣の利用に当たっては、その利用が持続的かつ被害の防止に資するものであることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、経営の視点も含め、利用に携わる人材の育成及び技能の向上を図るとともに、利用に適した捕獲、運搬及び処理技術の普及等による利用頭数、品質及び加工歩留まりの向上、在庫調整機能を備えた処理加工施設の整備等により、捕獲、運搬、処理等を一体的に実施する安定供給体制の構築を推進する。

また、鳥獣の食肉利用等に関する情報発信、普及啓発等による幅広い需要の開拓、食肉等への加工に関する規格の統一等、円滑な流通を促進するために必要な環境整備に取り組む。

(3) 国、地方公共団体、事業者等の連携及び協力

捕獲等をした鳥獣の利用に当たっては、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することが重要であることから、国はこれらの者の間の連携を強化し、相互に協力して利用を推進する体制を

構築する等の措置を講ずる。

## 8 国、地方公共団体等の連携及び協力

### (1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護及び管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。また、必要に応じて、農林漁業団体、猟友会、鳥獣の保護及び管理に関する学識経験者等の意見を聴取するなど、適確な被害防止対策の実施に努める。

国は、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施するため、農林水産省、環境省その他関係省庁による鳥獣被害対策推進会議を開催する。

### (2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携・協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

なお、国は、地方公共団体相互の連携・協力が図られるよう、必要な支援に努める。

### (3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の農林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。

このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会の組織化を推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対策を推進する。

### (4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

## 9 研究開発及び普及

被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築していくことが必要である。

このため、国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術、生息数推計手法、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等に関する技術等の研究開発を推進するとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成、普及指導員の活用、多様な媒体を用いた分かりやすい情報発信等により、被害防止技術の迅速

かつ適切な普及を推進する。

## 10 人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、捕獲技術（食品としての利用等に適したものを含む。）を始めとする被害防止技術、鳥獣の生息環境管理、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成、捕獲等の担い手の育成及び技能向上その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員を始め、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。

## 11 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成又は変更

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を効果的に行うためには、鳥獣の生態や生息状況等の科学的な知見に基づいて、計画的に被害防止対策を進めていくことが必要である。この場合、第二種特定鳥獣管理計画制度及び特定希少鳥獣管理計画制度を有効に活用することが重要であり、都道府県又は国においては、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成や変更に努めるものとする。

## 12 生息環境の整備及び保全

被害防止対策を実施するに当たっては、人と鳥獣のすみ分けを進めるほか、鳥獣の生息環境の整備及び保全を進めることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣との共存に配慮し、地域の特性に応じ、人工林の間伐の推進や広葉樹林化・長伐期化、天然林の保全等による多様で健全な森林の整備・保全、鳥獣保護区の適切な管理その他の鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資する取組を進める。

## 二 被害防止計画に関する事項

市町村は、協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲等、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害

防止対策の実施が図られるよう、鳥獣の生息状況を踏まえた捕獲等の更なる強化等の対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔軟な運用が図られることが重要である。

### 1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第四条第五項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

### 2 鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護管理事業計画（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）との整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護及び管理に係る対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第四条第五項前段の規定に基づく被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

### 3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な指針

##### ① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

##### ② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲等、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係る課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載する。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。

(3) 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間は三年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

(4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

① 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲等の担い手の確保、農林漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載する。また、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等に従事させようとする場合には、そのことについて記載する。

② 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。また、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びライフル銃を所持させた鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段等の具体的な取組について記載する。

③ 許可権限委譲事項

被害防止計画に許可権限委譲事項（鳥獣被害防止特措法第四条第三項に規定する許可権限委譲事項をいう。）を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。

都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第四条第五項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。

(5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場

所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。

- (6) 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項  
対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害に対し、緊急的に対応が必要となる場合等の連絡体制、役割分担等について記載する。
- (7) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項  
適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記載する。
- (8) 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項  
食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。
- (9) 被害防止施策の実施体制に関する事項
- ① 協議会に関する事項  
市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会を設置している場合は、その名称及び被害防止対策において、当該協議会の各構成機関が果たすべき役割について記載する。
  - ② 関係機関に関する事項  
協議会の構成機関以外に、研究機関やNPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合は、それらの関係機関が果たすべき役割について記載する。
  - ③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項  
市町村が被害状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合は、鳥獣被害対策実施隊の設置に関して、設置に向けた基本的な方針等を記載する。また、鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事項を記載する。
  - ④ 自衛隊への協力要請に関する事項  
自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の規定に基づき、自衛隊に対して侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備について協力を求める場合（例えば、侵入防止柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合又は建設機械を用いて緩衝帯を整備する場合）には、自衛隊に協力を求める内容について記載する。  
ただし、自衛隊への協力要請については、事前に、農林漁業者自らによる工事の施行、建設業者への委託等、他の手段による対応の可能性について検討を

行い、必要に応じて、都道府県、国に対して、技術的な助言その他必要な援助を求めた上で、なお、過疎化、高齢化等により他の手段による被害防止対策の実施が困難と判断された場合において、自衛隊による対応の可否を確認した上で、これを行うものとする。

- (10) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項  
その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記載する。

#### 4 被害防止計画の実施状況の報告

被害防止対策を効果的に実施するためには、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組の実施状況を都道府県に報告し、第二種特定鳥獣管理計画の作成又は計画の見直しに役立てる等、都道府県と市町村が連携して対策を実施することが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害防止特措法第四条第十項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告するものとする。

### 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

#### 1 国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関やNPO等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲等による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であること、また、捕獲等をした鳥獣の利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、被害防止対策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

#### 2 鳥獣の特性を考慮した適切な施策の推進

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大等により、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化している一方で、ツキノワグマ等、地域的に個体数が著しく減少している鳥獣が存在する。

このため、国及び地方公共団体は、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意するとともに、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣等については、当該鳥獣の特性を考慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備、保全等を推進す



ることにより、その保護が図られるよう十分配慮するものとする。

### 3 農林漁業の振興及び農山漁村の活性化

国及び地方公共団体は、被害防止施策の推進と相まって、農林漁業及び関連する産業の振興等を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図る。

### 4 表彰

鳥獣による農林水産業等への被害が全国的に深刻化する一方で、市町村、農林漁業者、猟友会等の関係者が連携して被害防止に取り組み、顕著な効果を挙げている地域がある。国及び地方公共団体は、被害防止対策（被害の状況、鳥獣の生育状況等の調査、被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等並びに人材の育成を含む。）に係る意欲の向上及び優れた取組の普及を図る観点から、顕著な功績があると認められる者及び団体に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

### 5 被害防止の取組における安全の確保

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の取組において、猟銃の誤射、わなにかかった大型獣による反撃、追払い活動に用いる花火（動物駆逐用煙火を含む。）の誤使用、電気柵による感電等による人身被害が発生している。

被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中、これらの人身被害を未然に防ぐため、国及び地方公共団体は、鳥獣保護管理法、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）その他の関係法令の規定等に基づく安全確保に関する知識の普及、指導、助言等を行うことにより、被害防止の取組における安全の確保を図る。

### 6 狩猟免許、猟銃所持許可等に係る手続における負担の軽減

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するよう、狩猟免許等に係る手続の迅速化、狩猟免許試験の休日開催や複数回開催等、狩猟免許、猟銃の所持許可等に係る手続における負担の軽減を図るための取組を推進する。

### 7 東日本大震災等への対応

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により鳥獣の捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害が拡大している。

このため、国及び地方公共団体は、当該地域における鳥獣の生息状況、捕獲等の状況、被害の状況等を適確に把握し、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、当該地域においては、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用が困難となっていることを踏まえ、埋設、焼却等による適切な処理の推進に努めるものとする。

### 8 基本指針の見直し

この基本指針は、鳥獣被害防止特措法で示された被害防止施策の実施に関する基

本的な事項に従い、平成二十九年十月における基本指針の一部改正時点での諸情勢に対応して、今後五年程度を見通して策定したものであるが、今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況、鳥獣の生息状況等が大きく変化する可能性がある。

このため、この基本指針については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。